

買受適格証明願（農地法第3条第1項目的）添付書類

	添付書類	申請人		
		市内者	市外者	農地所有 適格法人
1	申請農地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る）	○	○	○
2	農地等利用計画書	○	○	○
3	申請農地の位置図	○	○	○
4	住民票 （守谷市に住民登録をしていない方のみ）		○	
5	代理人申請の場合は委任状	○	○	○
6	耕作証明書		○	○ <small>（他市町村で耕作している場合）</small>
7	申請人が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び法人の登記全部事項証明書			○
8	申請人が農地所有適格法人の場合は、その組合員名簿、株主名簿又は社員名簿の写し			○
10	資金証明書（残高証明、融資証明等）	○	○	○
11	その他必要と認められる書類			
※ 提出書類は、正・副で計2部です。許可申請の締切は、毎月14日です				

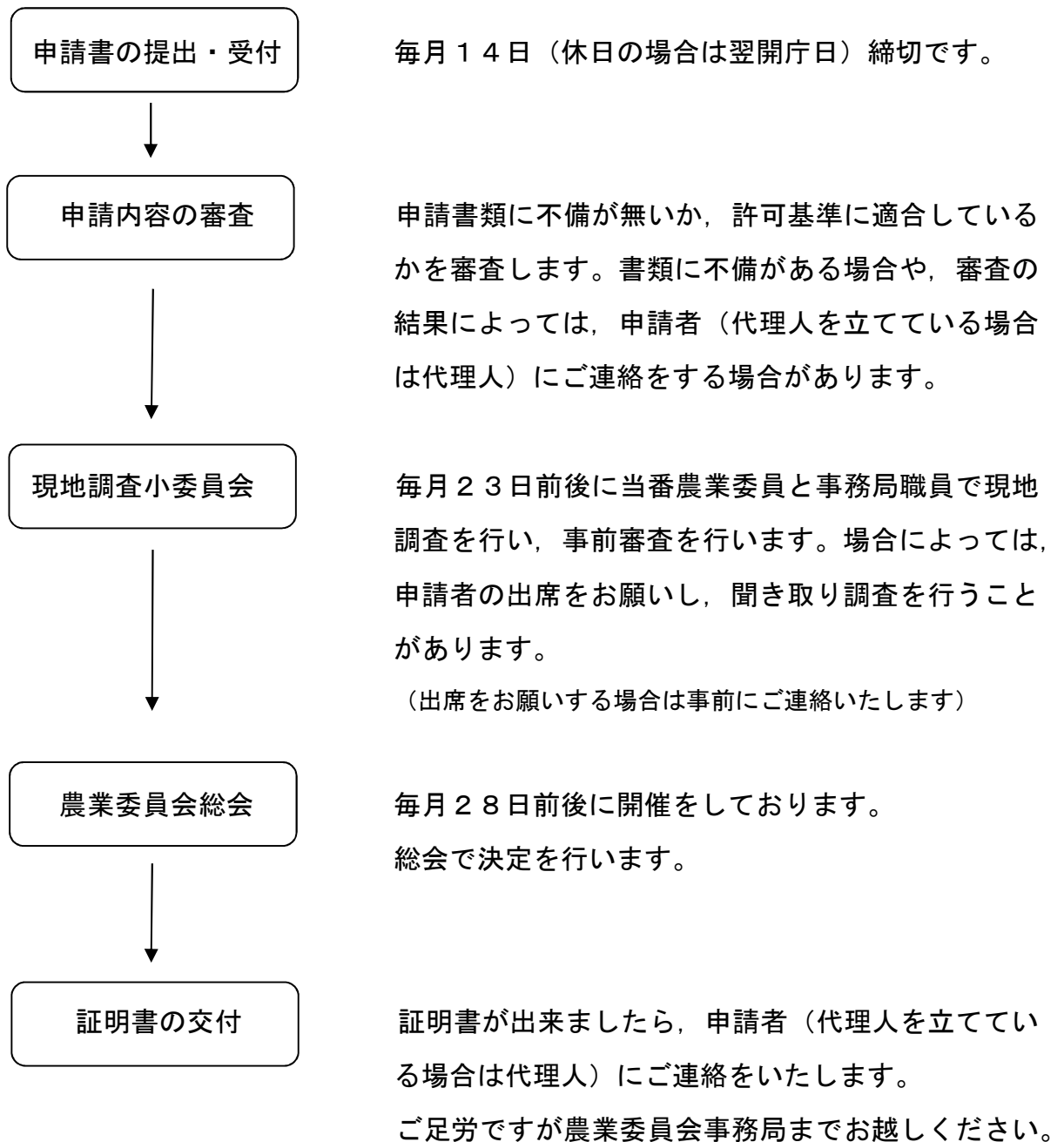
買受適格証明願審査基準（下記のすべてを満たす必要があります。）

1. 所有権を取得しようとする者及びその世帯員等の申請農地を含めた経営面積（自作地と借入地の合計面積、貸している農地は含みません）が下限面積（50アール）以上になること。
2. 今回の申請農地を含め、権利を取得しようとする者及びその世帯員等が、権利を有しているすべての農地について、効率的に利用して耕作等の事業を行うと認められること。（所有地等に耕作放棄地がないこと）
3. 権利を取得しようとする者及びその世帯員が、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
4. 申請地が耕作の内容及び位置、規模からみて、周辺地域における農地の効率的、総合的利用に支障を生じないこと。

守谷市農業委員会では、市内の下限面積を『50アール』に定めています。

（設定理由）農地法第30条の規定に基づく利用状況調査の結果、市内農用地区域内の遊休農地率は4.6%と低い状況であり、また、2015農林業センサスで、50アール未満の農地を耕作している農家が16%と低いため。

・ 買受適格証明願の流れ



※ 守谷市農業委員会では、申請書の受付（締切日）から許可指令書の交付までの事務の標準処理期間を28日（4週間）としております。